

令和6年鉾田市農業委員会5月定例総会議事録

日 時	令和6年5月24日（金）午後2時00分																																																																																		
場 所	市役所 2階 大会議室																																																																																		
出 欠 状 況	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th><th>番 号</th><th>氏 名</th><th>出 欠</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>1番</td><td>新堀 隆</td><td>出</td><td>13番</td><td>齊藤 新一</td><td>出</td></tr> <tr><td>2番</td><td>坪沼美知子</td><td>出</td><td>14番</td><td>飯岡 政一</td><td>出</td></tr> <tr><td>3番</td><td>宇佐見達夫</td><td>出</td><td>15番</td><td>窪 伸衛</td><td>欠</td></tr> <tr><td>4番</td><td>菅谷 美尚</td><td>出</td><td>16番</td><td>山口 正重</td><td>出</td></tr> <tr><td>5番</td><td>永井 司</td><td>出</td><td>17番</td><td>関根 薫</td><td>出</td></tr> <tr><td>6番</td><td>海東 一</td><td>出</td><td>18番</td><td>海老原康廣</td><td>出</td></tr> <tr><td>7番</td><td>草野 克信</td><td>出</td><td>19番</td><td>大貫 修一</td><td>出</td></tr> <tr><td>8番</td><td>平沼 要司</td><td>出</td><td>20番</td><td>小沼 藤雄</td><td>出</td></tr> <tr><td>9番</td><td>長峰 克巳</td><td>欠</td><td>21番</td><td>菅谷 幸子</td><td>出</td></tr> <tr><td>10番</td><td>森作 秀裕</td><td>出</td><td>22番</td><td>井川 栄</td><td>出</td></tr> <tr><td>11番</td><td>小沼 正</td><td>出</td><td>23番</td><td>箕輪美代子</td><td>欠</td></tr> <tr><td>12番</td><td>永井 俊齋</td><td>出</td><td>24番</td><td>梶間 幸一</td><td>出</td></tr> </tbody> </table>					番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠	1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出	2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出	3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠	4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出	5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出	6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出	7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出	8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出	9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出	10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出	11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠	12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出
番 号	氏 名	出 欠	番 号	氏 名	出 欠																																																																														
1番	新堀 隆	出	13番	齊藤 新一	出																																																																														
2番	坪沼美知子	出	14番	飯岡 政一	出																																																																														
3番	宇佐見達夫	出	15番	窪 伸衛	欠																																																																														
4番	菅谷 美尚	出	16番	山口 正重	出																																																																														
5番	永井 司	出	17番	関根 薫	出																																																																														
6番	海東 一	出	18番	海老原康廣	出																																																																														
7番	草野 克信	出	19番	大貫 修一	出																																																																														
8番	平沼 要司	出	20番	小沼 藤雄	出																																																																														
9番	長峰 克巳	欠	21番	菅谷 幸子	出																																																																														
10番	森作 秀裕	出	22番	井川 栄	出																																																																														
11番	小沼 正	出	23番	箕輪美代子	欠																																																																														
12番	永井 俊齋	出	24番	梶間 幸一	出																																																																														
事 務 局	鬼沢局長 日下部局長補佐 海老原局長補佐兼係長 鬼澤係長																																																																																		
議 長	14番 飯岡政一（会長）																																																																																		
議事録署名人	7番 草野 克信 8番 平沼 要司																																																																																		
書 記	海老原局長補佐兼係長																																																																																		
議 題	議案第 1 号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について 議案第 2 号 農地法第4条の規定による転用許可について 議案第 3 号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について 議案第 4 号 現況証明書の交付について 議案第 5 号 農用地利用集積計画の決定について 議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見決定について 議案第 7 号 最適化活動の実施状況及び点検・評価について 報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について																																																																																		

	報告第 2 号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について 報告第 3 号 農地法制限除外の届出について 報告第 4 号 農地等の現況に係る照会に対する回答について そ の 他 （開 会） 定刻となりましたので、令和6年鉾田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。 開会に先立ちまして、飯岡会長からご挨拶をお願いします。 どうも、皆さんこんにち。忙しく働いているさなか、定例総会ということで、毎月開いている定例総会なので、これは仕事が忙しくても何でもかんでもやらなければいけない総会でございますので、ひとつ皆さんにこれから慎重審議のほうお願いいたします。 また、推進委員の方には忙しい中、傍聴に来ていただきまして本当にありがとうございます。 今、副市長の横田さんから挨拶のほうがあったと思いますけれども、経済産業省にいて農水省に出向にも行っていたということは、我々農業委員会にも、どっちにしても関係があるのではないかなと思っておりますので、やはりそういう点から考えれば、農水省は耕作放棄地をなくしたり、やはり農業の発展のために国の施策である、一生懸命頑張って農家を助ける省庁でございます。また、経済産業省、我々にとっては非常にありがたくないお役所でございます。というのは、経済産業省のほうは太陽光をどんどん進めて、国の発電事業を少しでも原発を再稼働させながら、電気がなくなるとは困るということで、経済産業省のほうでは太陽光をどんどん推し進めるということで、両方に行っていたからどっちも問題が起きればすぐ相談していただけるのではないかなと思っております。我々もそういう太陽光に携わる案件が毎月のように上がってきていますけれども、我々ではもう太陽光発電のそういう止めることはできないということです。それは法律がその上にあるから、上がった書類は大体が通るような書類を提出してきますので、それを通さなくては後で問題視されますので、大体が通るような案件でございますので、太陽光は非常に農家にとっては痛手でございます。第1種農地でもぽつんと1か所だけ太陽光ができる。そうすると、その隣もほかの人に貸しておく、年間1反歩1万円ではしょうがない、これではやっぱり太陽光が買ってくれる、1反歩50万でも80万
--	--

事務局	でも出してくれる。売ってしまったほうがいいということで、そういう人がどんどん増えてきたのではやはり農地が守れなくなる。やっぱり農業委員会というのは農地を守ることが第一の使命でございますので、そういうことでは非常に困るので、そういうことのないようにひとつこれからも副市長にも相談に乗っていただき、考えていきたいと思っております。 それと、まだ本決まりではないけれども、市の条例もつくるようなそういう話も出ておりますので、なおさら、本当は遅いのですけれども、もっと早くそういう条例をできれば、前回の私4年くらい前にも議員さんには言ったのです。銚田市で条例をつくってもらわなければ農地は守れないのですよということで言ったのだけれども、条例をつくるのは非常に難しいですと断られたことがある。やっと今になって重い腰を上げてくれて、条例をつくるような、そういう話が出てきたということは非常にありがたいと思っております。 それと、筑西市のほうではスイカが、今日の新聞で300個も盗まれる。銚田でもメロンが盗まれる。前回は盗まれた。この窃盗事件というのは、農家の人も見回りをしてはいるのでしょうけれども、やはり盗もうと思って狙われたら防ぎようがないのかなと思っております。狙われないようにするにはどうしたらいいのかなというのは、それには第一、夜寝ないで守るわけにはいかないから、防犯カメラをつけるなり地域の方である程度の時間に見回る。やはり農家が手塩にかけて育てたものが、今食べ頃で一瞬にして300も500も盗まれるというのは非常に農家にとっては物すごくつらい気持ちだと思っております。こういうことのひとつないように、やはり市民で、少しでも不審者があった場合には警察なり市役所のほうに連絡していただいて、皆さんで注意しながらひとつそういうことのないように見回っていただければいいかなと思っております。ということで、本当にいい副市長が来てくれたということで、これからは銚田市は期待は大でございますので、皆さんによりしくお願いします。 今日も1日、ひとつ慎重審議これからありますので、よろしくお願いいたします。 以上です。 ありがとうございました。 定例総会の議長につきましては、銚田市農業委員会会議規則第14条第1項の規定により会長が当たることになっておりますので、議事進行につきましては飯岡会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
------------	---

議	長	ただいまの出席委員は21名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項に基づく、総会を開く定足数に達しておりますので、鉾田市農業委員会5月定例総会を開会いたします。 本総会に提案する議案は告示のとおりでございます。 会期を本日1日限りと決定したいと思いますが、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、会期については本日1日限りといたします。
議	長	次に、会議録署名人の選任でございますが、議長において指名することで、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。会議録署名人に、7番 草野克信 委員、8番 平沼要司 委員の両名を指名いたします。
議	長	なお、本日の会議書記には、事務局職員の海老原局長補佐を指名いたします。
議	長	なお、9番 長峰克巳 委員、15番 窪伸衛 委員、23番 箕輪美代子委員から、欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議	長	これより議事に入ります。 (議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について)
議	長	議案第1号 「農地法第3条の規定による権利の設定・移転の許可について」を議題といたします。

議 長	番号1番を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号1番について、ご説明いたします。申請件数につきましては1件、地目、畑3筆、面積4,861平方メートルでございます。契約内容は売買で、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、 番 委員の退席を求めます。 (番 委員退室 午後2時13分)
議 長	番号1番について地元委員の説明を求めます。
梶間幸一委員	24番、梶間です。 番、 さんの案件ですけれども、代わりに行います。 譲受人、 さんと譲渡人、 さんは知人の関係でございます。今まで さんが さんから借りて作付をしていたそうです。今回、 さんがサラリーマンということで、将来的にも農業をやらないということでお話があり、円満に売買契約が結ばれたということでございます。 さんは さんの後継者として3年目になります。何ら問題ないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。

議 長	■番 ■委員の入場を認めます。 (■番 ■委員入場 午後2時15分)
議 長	続きまして、番号2番から番号19番を一括して上程いたします。事務局の説明を求めます。
事 務 局	番号2番から番号19番まで、ご説明いたします。申請件数につきましては18件、地目、田8筆、畑27筆、計35筆。面積は8万5,828平方メートルでございます。契約内容につきましては、売買15件、普通贈与3件となっております。いずれの案件につきましても、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えられます。詳細につきましては、農地法第3条審査表を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	番号2番、番号3番について地元委員の説明を求めます。
海東一委員	6番、海東です。まず、2番の説明をいたします。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび■さんが農業経営拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは稲作を中心とした農家であり、経営面積も3万2,018平米あり、農作業に熱心に取り組んでおります。稲作を増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、3番の説明を行います。譲受人、■さんと譲渡人、■さんは知人の間柄でございます。このたび、■さんが農業経営拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■さんは稲作を中心とした農家であり、経営面積も9万9,571平米あり、農作業に熱心に取り組んでおります。稲作を増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、下限面積要件、地域との調和要件において支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問

議長 草野克信委員	題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、番号４番について地元委員の説明を求めます。 ７番、草野です。４番について説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは、紅葉地区の知人の間柄です。石岡に住んでいる■■■さんが、とても農業はできない、土地の管理もできないということで、■■■さんに買ってほしいという話があり、■■■さんも経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったそうです。■■■さんは、ジャガイモ、サツマイモを中心に、経営面積も９ヘクタール以上あり、研修生も６人いて、地域のリーダーとして頑張っています。 以上のような理由から、権利移動に係る許可要件について何ら問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長 平沼要司委員	続きまして、番号５番から番号９番について地元委員の説明を求めます。 ８番、平沼です。申請番号５番についてご報告いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の間柄でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで、売買契約が円満にまとまったということです。■■■■さんは、作物、サツマイモなどを中心とした農家であり、経営面積も１．６ヘクタールあり、後継者も熱心に取り組んでおります。作物、サツマイモを増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間１５０日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第３条第２項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続いて、申請番号６番についてご報告いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の仲介ということで、■■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということです。■■■■さんは、サツマイモ、米などを中心とした農家であり、経営面積も８．７ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、米を増産するため、申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間１５０日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調

議 長 森作秀裕委員	和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。 続いて、申請番号7番についてご報告をいたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の仲介ということで、■■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということで、■■■■さんは今、前に説明した6番の■■■■さんなので、以下の内容は6番と同じなので、よろしくお願いします。 申請番号8番についてご報告いたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは■■■■の仲介ということでございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで売買が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、サツマイモ、米などを中心とした農家であり、経営面積も3.5ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。米を増産するため申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題はないと思われしますので、よろしくお願いします。 それでは、申請番号9番についてご報告をいたします。譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは知人の関係でございます。このたび■■■■さんの経営規模拡大ということで売買契約が円満にまとまったということでございます。■■■■さんは、葉物、ミニトマトなどを中心とした農家であり、経営面積も3ヘクタールあり、■■■■さんも熱心に取り組んでおります。作物、ミニトマトを増産するため申請地を取得したいということでございます。 以上のような理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しており、取得後も耕作の事業を行うと認められ、地域との調和要件においても支障はないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件において問題はないと思われしますので、よろしくご審議のほどお願いします。 続きまして、番号10番について地元委員の説明を求めます。 10番、森作です。10番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さん、■■■■さん、譲渡人、■■■■さんとの間で売買契約が円満に結ばれたそうです。■■■■さんは借宿新田の方で住んでいまして、■■■■さんは■■■■という、お2人とも大葉屋さんを経営しているお2人です。その関係で売買契約が円満に結ばれたということです。■■■■さんは、■■■■
--------------------------	---

	■のところにハウスがもう既に建っておるものを購入して、またそのほかにあまっている土地があるので、そこにハウスを建てて大葉の経営の面積を拡大しようということです。 以上のことから許可要件に適して問題ない案件かと思われますので、よろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、番号１１番について地元委員の説明を求めます。
森作秀裕委員	９番、森作です。譲受人、■さんと譲渡人、■さんとの間で贈与が結ばれたということです。許可要件が１５アールと少ないのですが、昨年に許可要件が軽減されましたので、問題がない案件だと思います。よろしくご審議のほどお願いします。
議 長	続きまして、番号１２番について地元委員の説明を求めます。
大貫修一委員	１９番、大貫です。１２番についてご説明いたします。 譲受人、■、■さんと■、■さんは、以前にも農地の売買をしている仲であり、■さんの畑も■さんのうちのすぐ近くにあり、前から交流があったということでもあります。■さんの経営規模拡大ということで、契約が円満にまとまったということです。■さんは、大根、サツマイモ、ハウスでトマト、お米などを作る大農家であります。このときは雑木やシノダケがはびこってしまっていた農地ですが、■さんが兄弟に頼んでということで整地をいたしまして、今はまだ何も作付しておりませんが、この畑になった農地ですが、作付するのを待っている状態であります。何ら問題はない案件と思われますので、よろしくご審議ください。
議 長	続きまして、番号１３番について地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	４番、菅谷です。１３番についてご説明いたします。 譲受人、■さんと譲渡人、■さんは親戚の関係だそうです。■さんが高齢になって農業ができなくなってきているので、サツマイモを中心とした大規模農業をしている■さんに農地を持ってもらえないかという話になって、円満に売買が成立したということです。購入した農地はサツマイモを作付するということです。問題のない案件と思われますので、よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号１４番についてまたお願いいたします。

菅谷美尚委員	続きまして、14番についてご説明いたします。 譲受人、■■■さんは常総市在住で、栗を中心に農業をされているとのことです。規模拡大しようと地元で農地を探していましたが、なかなか見つからず、知人の紹介で農業規模を縮小したいと考えていた■■■さんとの間で話がまとまったそうです。■■■さんは常総市に住んでいて、鉾田市との距離は遠距離なのですが、栗を作付するとのことで、管理に手間がかからないということなので、大丈夫だそうです。よろしくご審議お願いいたします。
議 長	続きまして、番号15番について地元委員の説明を求めます。
小沼正委員	11番、小沼です。申請番号15番についてご報告いたします。 譲受人、■■■さんは、このたび経営規模拡大ということで、■■■の■■■との契約が円満にまとまったということでございます。■■■さんはコマツナを中心とした農家であり、経営面積も5.6ヘクタール、家族4人、実習生6人、後継者も熱心に取り組んでおります。作物を増産するための申請地を取得したいということでございます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に関わる調和要件について問題ないと思われまので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	続きまして、番号16番について地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	17番、関根です。16番について説明いたします。 譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■さんは親戚の間柄でございます。■■■さんは、創業者である祖父の頃からサツマイモを中心として取り組んでいる農家であります。今回、畑3筆で7反5畝を長年にわたって作っておりましたが、譲渡人の■■■さんが笠間市に住んでおまして、今回、これとは別に屋敷もそっくり買ったということです。以上のようなことから、これからもサツマイモ規模拡大経営ということで円満に売買がまとまったようです。 以上のことの理由から、譲受人は農作業に常時年間150日以上従事しております。地域との調和要件においても支障ないと考えられます。つきましては、農地法第3条第2項の権利移動に係る許可要件について問題ないと思われまので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	続きまして、番号17番について地元委員の説明を求めます。
小沼藤雄委員	20番、小沼です。譲受人、■■■さんと譲渡人、■■■

議 長	さんは親子関係でありまして、■■■■さんが91歳と高齢で、生前贈与ということで■■■■さんに贈与したいということで、■■■■さんはイチゴ、ハウレンソウなどを栽培していまして、実習生4人を雇用しております。何ら問題ない案件かと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。 続きまして、番号18番、番号19番について地元委員の説明を求めます。
井川栄委員	22番、井川です。18番についてご説明いたします。 譲受人、■■■■さんと譲渡人、■■■■さんは親子の関係でございます。■■■■さんが高齢になっていきますので、このたび贈与の契約が円満にまとまったそうです。■■■■さんは、奥さんは学校の先生をやっていますが、ご自身が外国人研修生、実習生を雇いましてコマツナの栽培をしている農家であります。問題ない案件だと思いまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。 続きまして、19番についてご説明いたします。譲受人、■■■■さんは、譲渡人の■■■■さんの畑を以前からカンショを栽培していたそうです。このたび■■■■さんが買ってほしいということがありまして、今に売買の契約がまとまったそうです。■■■■さんはカンショを中心とした若手の農家であります。問題ない案件だと思われまますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。
議 長	番号2番から番号19番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。14番の案件で、これは常総市の人が農地を買ったということですが、例えば農業機械があるとかないとか、常総市まで調査に行ったのですか。
議 長 事 務 局	事務局。 農地系の鬼澤です。こちらの案件につきましては、菅谷委員が説明したのですが、会長の地区の案件で、先月の総会の翌日に現地調査のために常総市まで行きまして、農機具等々を確認して、本人からお話も聞き取らせていただきました。きちんと農機具もあって、こちらのほうでも栗のほうの栽培をやられているのを確認しているので、取得に関しては問題ないというのを確認しております。
議 長	そのほかありませんか。

議 長	(質疑なしの声あり) 質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号2番から番号19番について申請どおり許可と決定することにご異議ありませんか。
議 長	(異議なしの声あり) 異議なしと認めます。番号2から番号19番を申請どおり許可と決定いたします。
議 長	(議案第2号 農地法第4条の規定による転用許可について)
議 長	続きまして、議案第2号 「農地法第4条の規定による転用許可について」を議題といたします。
議 長 事 務 局	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。 番号1番、申請地、XXXXXXXXXX、地目、畑、面積356平方メートル。申請人、XXXXXXXXXX、XXXXXX。転用施設、自己住宅60平方メートル。事由、農地法の許可を得ずに平成21年頃から自己住宅を建築し、進入路を整備して居住しておりましたので是正したい。なお、この案件につきましては、既に使用されているため、始末書が添付されております。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長 草野克信委員	現況調査員の調査報告を求めます。 7番、草野です。1番について報告いたします。 去る5月15日に現地調査を行いました。場所については、地図1ページの左側の位置になります。詳細につきましては、地元委員

	さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の区域にあるが、集落に接続して設置される自己住宅として例外的に許可できる状況であり、農地区分は第1種農地と判断しました。なお、農地法の許可を得ずに自己住宅を建築し、進入路を整備したので、是正申請をして、始末書添付でございます。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	続きまして、地元委員の説明を求めます。
菅谷幸子委員	21番、菅谷です。1番について説明いたします。 現地調査員の皆様、ご苦労さまでした。地図は1ページの左側になります。国道51号線から国道354号線に入りましてセブンのところを左側に曲がりまして約500メートルぐらい行ったところの右側のところになります。自己住宅を建設し、進入路を整備して既に入居しておりましたが、許可を得ず使用しておりましたので、是正していたところでございます。このところはもともとの屋敷のところに造ったという感じですので、始末書を添付しておりますので、よろしくお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第3号 農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について)

議 長	続きまして、議案第3号 「農地法第5条の規定による権利の設定、移転を伴う転用許可について」を議題といたします。
議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番、権利、贈与。申請地、[REDACTED]、地目、畑、面積330平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設、自己住宅79.49平方メートル。事由、現在実家で親世帯と兄世帯で同居しておりますが、独立するため実家の近くにある申請地に自己住宅を建築したい。詳細につきましては、現地調査意見書を御覧いただきたいと存じます。 以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
草野克信委員	7番、草野です。1番について報告いたします。 去る5月15日に現地調査を行いました。場所については、地図1ページの右側の位置になります。詳細につきましては、地元委員さんお願いいたします。申請地は集団的に存在する農地の区域にあるが、集落に接続をして設置される自己住宅として例外的に許可できる状況で、農地区分は第1種農地と判断しました。農地転用許可基準から判断して、転用目的、位置環境、実現の確実性、計画面積等、いずれも適と認め、総合意見として可と判断しましたので、報告いたします。
議 長	地元委員の説明を求めます。
関根薫委員	17番、関根です。1番について説明いたします。 地図1ページ右側を見ていただいて、申請地は国道51号勝下新田入り口から右側に向かって、冷水五差路を栃木県が運営の宿舍のほうに向かって200メートルぐらい行きましたら左手に曲がりまして50メートルくらいの右側の道路沿いに面したところです。申請人は[REDACTED]さんです。[REDACTED]さんとは親子関係で、現在住んでいる実家に近い場所を申請地として譲り受けて、現在親子世代、兄夫婦世代、計9人で1つの屋敷に住んでいましたが、自己住宅を建築したいということで、問題ない案件と思われるので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	19番、大貫です。ここの第1種農地なのですけれども、周りに4軒しかないようなのだけれども、6軒あればいいと思うのだけれども、こっちの東側の東南のほうにも少しあるようなのですけれども、これは距離的に大丈夫なのですか。
議 長	事務局，説明をお願いします。
事 務 局	農地系の鬼澤です。集落接続による例外的な許可要件なのですが、こちらは明確に距離が定められておりまして、宅地の敷地から70メートル以内に6棟ということになりますので、先ほど大貫委員が言っていたように、東側の南に住宅地が連なっておりますので、そこまで70メートルできちんと届いておりましたので、6棟の集落接続が認められるというふうな形になります。 以上です。
議 長	そのほか質疑ありますか。 (質疑なしの声あり)
議 長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり許可と決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり許可と決定いたします。 (議案第4号 現況証明書の交付について)
議 長	続きまして、議案第4号 「現況証明書の交付について」を議題といたします。

議 長	番号1番を上程いたします。事務局に説明させます。
事 務 局	番号1番, 届出地, [REDACTED], 台帳地目, 畑, 面積192平方メートル。現況, 農業用倉庫。申請人, [REDACTED], [REDACTED]。届出年月日, 令和6年4月12日, 確認年月日, 令和6年5月15日。転用事実証明となります。以上でございます。
議 長	現況調査員の調査報告を求めます。
平沼要司委員	8番, 平沼です。1番についてご報告をいたします。 去る5月15日に現地調査を行いました。場所については, 地図を見ていただきまして, 現地確認したところ, 現在農業倉庫が建っております。平成4年から既に倉庫を建築し, 宅地として使用している状況でした。現況証明書の交付は可と判断しましたので, ご報告をいたします。詳細については地元委員さん, お願いします。
議 長	続きまして, 地元委員の説明を求めます。
菅谷美尚委員	4番の菅谷です。1番についてご説明いたします。 現地調査員の皆様, ご苦労さまでした。場所は地図2ページになります。県道242号線大洋小学校前より鹿嶋方面に向かい約1.5キロ地点を右折し, 100メートル地点を左折した左側になります。申請人, [REDACTED]さんは, 大規模に葉物を中心とした作付をしている農家さんでございます。研修生を15人以上使っており, それで農作業をしているとのこと。作業効率を目的とした倉庫になるとのことです。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議 長	番号1番について質疑に入ります。質疑を許します。 はい, どうぞ。
新堀隆委員	[REDACTED]さんの所有者, [REDACTED], 申請人も同じ [REDACTED]さん, [REDACTED]になっているけれども, どちらなの, これ。同じ人間でしょう。
議 長	事務局, お願いします。
事 務 局	農地係, 鬼澤です。こちらにつきましては, 登記簿に住所のほうに記載されているのですけれども, [REDACTED]さんのほうが今年度6年になってから転居をして [REDACTED]のほうに住居を移しているのですが,

		その住所の変更の登記の手続をしていないので、登記簿のご住所が ■■■■，現住居のほうが■■■■という形で別々の記載になっております。 以上です。
議	長	そのほかありますでしょうか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。番号1番を申請どおり現況証明書を交付することに、決定いたします。 (議案第5号 農用地利用集積計画の決定について)
議	長	続きまして、議案第5号 「農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。
議	長	事務局に説明させます。
事	務	申請件数につきましては、5件、合計で16筆、面積2万6,813平方メートルです。利用権の種類でございますが、全て賃貸借で16筆となっております。内訳につきましては、全て新規で16筆となっております。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。

		(質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第5号を、申請どおり農用地利用集積計画を決定することに、ご異議ありませんか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、申請どおり決定いたします。
		(議案第6号 農用地利用集積等促進計画(案) に対する意見決定について)
議	長	続きまして、議案第6号「農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見決定について」を議題といたします。
議	長	事務局の説明を求めます。
事	務	農用地利用集積等促進計画(案)のほうで意見を求められてございます。申請人につきましては5名、筆数は11筆で、合計面積は1万2,192平方メートルとなっています。 意見書の内容につきましては、記載のとおりとなっております。 令和6年5月24日、鉾田市農業委員会会長、飯岡政一。 以上でございます。
議	長	これより質疑に入ります。質疑を許します。 はい、どうぞ。
	新堀隆委員	5番の受人の■■■■■というものは農業法人なの、どういう法人なの。
議	長	事務局。
事	務	多分■■■■■さんの案件は、1個前の議案第5号のものです。

		ていただいている活動日誌から該当する項目を拾い上げて、毎年委員さんの活動を総会のほうで点検・評価を行うことになっております。この評価の結果については、茨城県農業会議へ報告していきたいと考えております。つきましては、令和5年度の委員の活動を確認していただき、点検及び評価をしていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。 以上でございます。
議	長	ここで暫時休憩いたします。 休憩 午後2時58分 再開 午後3時05分
議	長	それでは、休憩前に引き続き審議に入ります。 これより質疑に入ります。質疑を許します。どうですか。質疑ないですか。 (質疑なしの声あり)
議	長	質疑なしと認めます。 これより採決いたします。 議案第7号 「最適化活動の実施状況及び点検・評価について」は、原案どおり決定することに、ご異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議ないものと認め、原案どおり決定いたします。 (報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について)
議	長	続きまして、報告第1号 「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。

事務局	3件の届出がございました。4筆で合計面積は1万8,236平方メートル。全て合意解約となっています。 以上でございます。 (報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について)
議長	報告第2号 「農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利移動届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	3件の届出がございました。29筆で面積につきましては合計で4万353平方メートルでございます。相続による所有権移転となっております。 以上でございます。 (報告第3号 農地法制限除外の届出について)
議長	報告第3号 「農地法制限除外の届出について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事務局	2件の届出がございました。番号1番、届出地、[REDACTED]、地目、畑、面積192平方メートル。申請人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は農業用倉庫となっております。 続きまして、番号2番、届出地、[REDACTED]、地目、畑、面積53平方メートル。同じく[REDACTED]、地目、畑、面積145平方メートル。計2筆、198平方メートル。譲受人、[REDACTED]、[REDACTED]。譲渡人、[REDACTED]、[REDACTED]。転用施設は農業用浸透式貯水池となっております。

		以上でございます。 (報告第4号 農地等の現況に係る照会に対する回答について)
議 長		続きまして、報告第4号 「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。 事務局の説明により、報告に代えさせていただきます。
事 務 局		法務局及び届出により3件の照会がございました。番号1番から番号3番、4筆で地目、畑から原野への変更。現況地目を確認し、非農地であったことから、令和6年4月16日、4月22日、4月25日付で会長専決処分により回答いたしました。 以上でございます。
議 長		以上で、議案の審議及び報告を終わります。
議 長		続きまして、その他について何かありましたらお願いします。事務局、どうぞ。
事 務 局		「令和7年度国・県・市町村農業施策に対する要望」の提出についてご説明させていただきます。 お手元に緑色の農業委員会の封筒のほう、そちらの中に資料が入っておりますので、御覧いただければと存じます。この件に関しましては、茨城県農業会議から「令和7年度国・県・市町村農業施策に関する要望」の取りまとめについて依頼がございました。つきましては、意見・要望する事項に関しまして、資料の2枚目の2ページ、そちらのほうに検討項目の例と、最後のページに、昨年度提出したものがございます。こちらを参考として、意見・要望がありましたら、提出いただきたいとお願いいたします。また、提出いただきましたら、意見・要望につきましては検討、集約の後、6月末をめどに茨城県農業会議へ報告したいと考えております。また、今年度につきましては、市のほうに対しても要望を行いたいと考えておりますので、特に市に対して要望のほうがあれば記入をお願いでき

	ればと考えております。大変お忙しいとは思いますが、6月10日までにご報告いただければと思います。よろしくお願いいたします。 あと、続きましてなのですけれども、小さな緑の封筒のある方がいらっしゃるかと思います。委員さん6人ほどです。こちらのほうなのですけれども、全国農業新聞の現金の徴収がございますので、こちら来月の総会までに徴収のほうをお願いしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。 以上でございます。
議 長	そのほか何かありましたら。 事務局、どうぞ。
事 務 局	すみません、皆様のお手元にA4でアンケートの回答状況というものをお配りしております。こちらのほう推進委員さんを中心をお願いしている、現在令和6年5月24日時点の回答済みの件数の回答人数になります。来週の5月31日に推進委員さんの農地パトロールの会議がございまして、その日付がある程度の締切日になっております。その際に回答がない方につきましては、推進委員さん、農業委員さんのほうにまたご協力をいただいて、どうしてもアンケートに答えたくないという方は無理に協力をしていただく必要はないですが、携帯電話のほうから登録をお願いしている方であったりとか、そういった漏れがある場合にはそちらのほうも、5月31日過ぎてからで構いませんので、回答をしていただけるように委員さんのほうでも協力をお願いしたいと思います。現時点では42%という形で、半分まではちょっといないのですけれども、できるだけたくさんの方に回答していただいた上で目標地図を作成していきたいと思っておりますので、ご協力よろしくお願いいたします。
議 長 菅谷美尚委員	そのほか。 すみません、4番、菅谷です。第1種農地、太陽光発電に関する質問なのですけれども、うちの旧大洋梶山地区でもう設置してある太陽光発電なのですけれども、そこに植わっているのが、植えたのが柿なのです。だけれども、その柿が実らない柿みたいなのです。それで、この間土地を見に行って、地権者さんが真面目な方で、それを違う品種にしたいからということで、何かやり方があるのかという質問をしたりで、いろいろ太陽光がなくても作れる作物の種類とかそういうのを事務局にもらって、それを持ってきたりなんかして、太陽光が割かし通るようなつくりの太陽光発電なので、サツマイモもできるというような感じなのです。それで、サツマイモだっ

	たら今まで作ってくれた農家さんがやりたいということなのですけれども、ただ問題がありまして、契約上の問題みたいなのですけれども、それを抜いたりなんかしてやると、何かその罰金か何か取られるみたいな、裁判にするよみたいなことをその中間業者さんに言われたみたいなのですけれども、こういう案件はどういうふう to 処理したらいいものなのですか。
議 長	事務局、どうぞ。
事 務 局	農地系の鬼澤です。私も菅谷委員と一緒に現地のほうは確認をしてきたのですけれども、営農型太陽光の中では非常にきれいに管理されている場所でもあるのですが、現時点でそういった罰則等の案件というのを私も受けたことがないので、茨城県の担当者もおりますので、そちらのほうと少し、こういった方針で下部作物を変えていけばいいのかとか継続するのかとか、その辺りについて。ただ、一つ言えるのは、行政として個人の民々の部分について介入するというのは基本的にはできないと考えられるので、少なくともこちらでできるのは、下部作物を変えろという申請が来たときに、それが問題ないものであれば受け入れて、その作物を作ることを認めろという部分ぐらいしかないのかなと思うのですけれども、少しちょっとかけ合ってみて、また菅谷委員のほうに回答したいなと思っています。 以上です。
菅谷美尚委員	ありがとうございます。かなり真面目な方なのです。それで、その実らないものを作っていてもしようがないのではないかということで、作物転換したいという案件だと思うので、なるべく善処していただきたいと思います。 以上です。
議 長	これ柿を植えてから何年ぐらいたつの。
事 務 局	一応2回更新はしているので、6年は経過しております。
議 長	そうすると、桃栗三年柿八年と言うけれども、やっぱり8年は面倒見てやるほかないのかなと思うのが大体昔の定義です。ただ、今の場合は定義でしょうからそんなにはかからないとは思っただけけれども、柿は平均、太陽が半分くらいしか当たらないところで柿栽培というのは、私も申請が上がってきたときには、これは柿はちょっと不向きではないのかなと思って。やはりその太陽光を契約したときに、その業者さんに、言葉が悪いけれども、いいように丸めら

	れて、柿くらいで出して申請しておけば通ってしまうからというくらいの感じで言われたのではないかなと俺は思うのだ。でなければ、今言ったとおり真面目な人がそんな柿を植えて収穫を得るということ自体が、大体太陽光の下で難しいと思うのだ。 やっぱり私は農業委員になってから太陽光があって営農型太陽光で、やはりサカキが一番多い。ミョウガも多い。その中でシイタケがやはり一番成功している。営農型太陽光発電の下でやっぱり成功しているのはシイタケ栽培が一番適しています。だから、できれば申請したときにシイタケやる人、自分でできなかった場合にはシイタケ業者に頼んでシイタケを栽培したほうがいいのではないかなというところのアドバイスもいいのではないかなとは頭の中では今考えて、たまたま今問題が出たからこういうふうに、私の個人的な発言でございますけれども、やはりそういうことでアドバイスもこれから必要ではないかなと思っておりますので、それでよろしいでしょうか。
菅谷美尚委員	はい、すみません。その人本当に真面目な人で、植えた柿が何か実がならないような柿みたいなのです。見に行っただのですけれども、実質本当に小さい粒の柿の種類が何種類もあって、実質なっているのはそのうちの何%かというのです、その人が言う。だから、そういう生産性が上がらないものを植えておいて、そのまま1種農地を結局太陽光にして、承認はしてしまったのですけれども、変更したいというものを何で中間の人が駄目だと言うのか、それがちょっと理解できないのです。自分の庭先というかうちの前のかなり大きい面積なのです。それで、草なんかが生えていても自分で除草剤を、頼んでまいているのではないのです、その人。だから、物すごくきれいになっていて、太陽光発電の1種農地の中では一番きれいにしていると思うような農地なのですけれども、何かもったいなくて、その人も何でこれ真面目にやろうとしているのに駄目なのかという相談を受けてしまったので、何か対処してもらおうとありがたいと思うのです。よろしくお願いします。
議 長	それでは、後で事務局で県のほうと話して、それが可能かどうかちょっとお願いします。 そういうわけで、そのほか。 事務局、どうぞ。
事 務 局	すみません、まず何点かあるのですけれども、5月、窪委員さんの件についてということで、小沼代理のほうから説明をしていただきたいということで受けました。まず、小沼代理のほうで自宅で父親のほうと面談をいたしました。現在も鉾田病院に入院中でござい

	ます。状況は、話はできるようになりましたが、歩行は困難で、車椅子を利用しております。面会は現在も家族2名のみであり、病院は長くいられず、転院するようでございます。今度の6月4日に会長と小沼代理、鬼沢局長の3名で自宅のほうへ見舞いに訪問することを父親に伝えておりますということでご報告を受けております。 また、もう一点なのですけれども、先月の総会のときに職員の暑気払いのほうをさせていただきまして、決算の報告のほうについては宇佐見委員さんのほうから説明のほうをお願いしたいなと思いますので、お願いします。
宇佐見達夫委員	3番、宇佐見です。先月総会の鉾田市農業委員会の歓送迎会ということで、たくさんの方に参加していただきまして誠にありがとうございます。決算報告書のとおりなのですが、ちょっと2次会のほうに参加した人が、間違っていなければこの金額で大丈夫だと思うのですが、そのときいる人をメモったので大体大丈夫だと思うのですが、もし問題なければ2枚目のほうの、3万円ずつ徴収したのですが、たくさん寸志のほうをいただきまして、返金が1人7,250円、約7,256円ぐらいですが、切れよく50円にさせていただいて、その端数は慶弔費のほうに入れさせていただくような形を取っていますので、よろしくお願いします。もし問題なければ今日返金しますので、よろしくお願いします。
議長	そのほか何かないでしょうか。 はい、どうぞ。
大貫修一委員	今日、総会が終わったら旅行委員の方々、ちょっとお話があるので、残っていただきたいと思います。 それから、7月25日ですか、恐らく暑気払いがあると思いますので、ひとつよろしくお願いします。今回は女性陣に幹事をやっていただきたいと思います。お願いします。菅谷幸子さん、箕輪美代子さん、お願いします。
議長	どうでしょうか。そのほか。 (発言なし)
議長	それでは、議事日程を全て終了いたしました。慎重審議ありがとうございました。 以上をもちまして、鉾田市農業委員会5月定例総会を閉会いたします。

午後3時26分 閉 会

署 名 人

議長（会長）

7番 委 員

8番 委 員